

## 令和7年青森県東方沖地震関連 事業者向けFAQ

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられた事業者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

こちらは、市内事業者等の皆様から多く寄せられる質問と、市からの回答をまとめたものです。

令和7年12月18日現在

### 1. 被害の証明（罹災証明書・被害届出証明書）について

#### Q 事業用の建物や設備が壊れました。証明書はどこで発行していますか？

A 事業用資産の被害については、商工課などが窓口となる「被害届出証明書」を発行しております。被害を受けた資産の種類によって担当課が異なりますのでご注意ください。

内容	担当課・受付窓口	電話番号
住家に関する罹災証明書・被害届出証明書	住民税課（本庁舎・別館3階）	0178-43-2179 0178-43-9232
事業用資産（商工業）に関する被害届出証明書	商工課（本庁舎・別館5階）	0178-43-9242
農業被害（ビニールハウス等）に関する被害届出証明書	農業経営振興センター ※農政課（本庁舎・別館7階）でも受け付けいたしますが、証明書の交付は後日となります。証明書の即日交付をご希望の方は、農業経営振興センターの窓口へお越しください。	0178-27-9163
林業・畜産被害（畜舎等）に関する被害届出証明書	農林畜産課（本庁舎・別館7階）	0178-43-9254
水産被害（漁船等）に関する被害届出証明書	水産事務所 ※農政課（本庁舎・別館7階）でも受け付けいたしますが、証明書の交付は後日となります。証明書の即日交付をご希望の方は、水産事務所の窓口へお越しください。	0178-33-2115

#### Q 「罹災証明書」と「被害届出証明書」の違いは何ですか？

A 対象となる資産や、被害認定（全壊・半壊等の判定）の有無が異なります。

##### ○罹災証明書

- 対象：住家（居住のために使用している建物）。
- 内容：市の調査員が現地調査を行い、被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、準半壊など）を認定して証明します。
- 主な用途：廃棄物処理手数料の減免、ご自身でご加入している損害保険請求など。

### ○被害届出証明書

- ・対象：住家以外の建物（店舗、工場、倉庫、車庫など）や、動産（機械、商品、家財、車両など）。
- ・内容：申請者から被害の届け出があった事実を証明するものです。原則として、市による被害程度の判定（全壊・半壊等のランク付け）は行われません。
- ・主な用途：廃棄物処理手数料の減免、各自でご加入されている損害保険請求など。

#### Q 被害届出証明書は何の手続きに使用できますか？

A 主に以下の手続き等に使用します。

### ○廃棄物処理手数料の減免

- ・市の処理施設へ災害ごみを持ち込む際の手数料減免申請

### ○共済・保険金の請求

- ・各自でご加入されている民間の損害保険や、小規模企業共済の災害時貸付の申し込みなどに必要な場合があります。詳しくは加入中の保険会社等にお問い合わせください。

#### Q 「被害届出証明書」の申請に必要なものは何ですか？

A 主に以下の書類が必要です。

- ・被害届出（証明）書（窓口配布またはHPからダウンロード）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・被害状況がわかる写真
- ・委任状（個人事業主の代理人が申請する場合）
- ・業者の見積書など（任意提出、修繕を行う場合）

#### Q 「被害届出証明書」の発行手続きはどうすればよいですか？

A 以下の手順で手続きを行ってください。

### ○被害状況の記録

片付けや修理の前に、必ず被害箇所を写真撮影（全景・詳細）してください。

### ○申請書の提出

市商工課など、資産の種類に応じた窓口へ申請書と添付書類（写真等）を提出してください。

## 2. 災害ごみ（廃棄物）の処理について

#### Q 壊れた事業用設備や資材を処分したいのですが、費用はかかりますか？

A 「被害届出証明書」を提示いただくことで、市の処理施設での処分手数料を減免する措置を行っています。

必ず事前に「被害届出証明書」を取得した上で、搬入の手続きを行ってください。

**Q 災害ごみはどのように持ち込めばよいですか？**

A 以下の手順で対応をお願いします。

○**分別**

「可燃物」と「不燃物」に必ず分別してください。通常の事業系ごみとは混ぜないでください。

○**事前連絡**

持ち込む前に、ごみの種類に応じて以下の施設へ**必ず電話連絡**をしてください。

- ・可燃物：八戸清掃工場（0178-27-1351）
- ・不燃物：八戸リサイクルプラザ（0178-70-2396）
- ・コンクリート殻・家電4品目：市清掃事務所（0178-27-4511）

○**搬入**

事業者様ご自身で運搬するか、許可業者に委託して持ち込んでください。搬入時に受付で「被害届出証明書（写し）」を確認させていただきます。

### 3. 支援策・資金繰りについて

---

**Q 地震で事業に影響が出ています。どのような支援がありますか？**

A 市や国・県による以下の支援策をご案内しています。

○**八戸市**

- ・事業者特別相談窓口の設置
- ・被害届出証明書の発行（災害ごみの処分手数料減免に必要です）
- ・県の経営安定化サポート資金「災害枠」（融資制度）に係る信用保証料全額補助

○**国（経済産業省・日本政策金融公庫）**

- ・特別相談窓口の設置
- ・災害復旧貸付

○**青森県**

- ・経営安定化サポート資金「災害枠」（融資制度）

**Q 融資や経営相談の窓口はどこですか？**

A 日本政策金融公庫や商工会議所などに「特別相談窓口」が設置されています。また、県の融資制度については、お取引のある金融機関へご相談ください。  
市の商工課でも、制度の案内やコーディネーターの派遣依頼を受け付けております。

## 4. 補助金・補償について

---

### Q 店舗や設備の損害を直すための「補助金」はありますか？

A 現時点（令和7年12月時点）において、店舗や設備の修繕費そのものを市が給付する補助金等の制度はございません。

現在は、事業再開に向けた資金繰りを支援するための「融資制度（災害復旧貸付等）」や、「災害ごみ処分手数料の減免」が主な支援となります。

新たな支援策については、順次、市ホームページ等でお知らせいたします。

### Q 通行止めや断水による休業に対し、売上の補償はありますか？

A 道路の通行規制や断水などのインフラ被害に伴う「営業補償（売上の補填）」を行う制度はございません。

売上減少に伴う当面の運転資金が必要な場合は、各種融資制度の活用をご検討ください。

---

### 【お問い合わせ先】

八戸市 商工労働まちづくり部 商工課

電話：0178-43-9242

※最新情報は八戸市公式ホームページをご確認ください。